

平成25年5月臨時会会議録

平成25年5月16日 木曜日 午前10時00分開会

蒲 生 光 男 議 長 安 部 隆 副議長

出 席 議 員 (1 6 名)

1 番	赤 間 泰 広	議員	2 番	梅 津 善 之	議員
3 番	江 口 忠 博	議員	4 番	今 泉 春 江	議員
5 番	小 関 秀 一	議員	6 番	竹 田 博 一	議員
7 番	我 妻 昇	議員	8 番	大 道 寺 信	議員
9 番	町 田 義 昭	議員	1 0 番	佐 々 木 謙 二	議員
1 1 番	安 部 隆	議員	1 2 番	洪 谷 佐 輔	議員
1 3 番	高 橋 孝 夫	議員	1 4 番	大 沼 久	議員
1 5 番	小 関 勝 助	議員	1 6 番	蒲 生 光 男	議員

欠 席 議 員 (0 名)

説 明 の た め 出 席 し た 者

内 谷 重 治	市 長	遠 藤 健 司	副 市 長
加 藤 芳 秀	教 育 長	中 井 晃	総 務 課 長
齋 藤 環 樹	財 政 課 長	鈴 木 一 則	企 画 調 整 課 長
青 木 邦 彦	税 務 課 長	浅 野 敏 明	ま ち ・ 住 ま い 整 備 課 長

事 務 局 職 員 出 席 者

飯 澤 常 雄	議 会 事 務 局 長	小 林 克 人	補 佐
鈴 木 和 夫	議 事 調 査 係 長	小 川 由 美	庶 務 係 長

議 事 日 程

平成25年5月16日 木曜日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定

- 日程第 3 議案第 4 6 号 生涯学習プラザ運動公園整備工事（第 8 工区）請負契約の締結
について（質疑、討論、表決）
- 日程第 4 議案第 4 7 号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定について
（ 〃 ）
- 日程第 5 議案第 4 8 号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
（ 〃 ）
- 日程第 6 議案第 4 9 号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい
て（ 〃 ）
- 日程第 7 議案第 5 0 号 長井市税外収入未納金等徴収条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例の制定について（ 〃 ）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第 4 6 号 生涯学習プラザ運動公園整備工事（第 8 工区）請負契約の締結
について（質疑、討論、表決）
- 日程第 4 議案第 4 7 号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定について
（ 〃 ）
- 日程第 5 議案第 4 8 号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について
（ 〃 ）
- 日程第 6 議案第 4 9 号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につい
て（ 〃 ）
- 日程第 7 議案第 5 0 号 長井市税外収入未納金等徴収条例の一部を改正する条例の一部
を改正する条例の制定について（ 〃 ）
- 日程第 8 議長の辞職について
- 日程第 9 議長の選挙
- 日程第 1 0 副議長の辞職について
- 日程第 1 1 副議長の選挙
- 日程第 1 2 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 1 3 置賜広域行政事務組合議会議員の選任について
- 日程第 1 4 置賜広域病院組合議会議員の選挙
- 日程第 1 5 議席の一部変更について

日程第2 会期の決定

開 会

- 蒲生光男議長 おはようございます。
ただいまから平成25年第3回長井市議会臨時会を開会いたします。

開 議

- 蒲生光男議長 これから本日の会議を開きます。
本日の会議に欠席の通告議員はございません。
よって、ただいまの出席議員は定足数に達しております。
なお、山形新聞社記者からカメラ、録音機の使用について申請があり、許可いたしましたので、ご報告いたします。
本日の会議は、配付しております議事日程をもって進めます。
なお、この日程につきましては、先ほど開催されました議会運営委員会にお諮りし、内定を見ておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

- 蒲生光男議長 日程第1、会議録署名議員の指名であります。会議規則第81条の規定により、ご指名いたします。
- 7番 我 妻 昇 議員
8番 大道寺 信 議員
9番 町 田 義 昭 議員
以上、3名の方をお願いいたします。

- 蒲生光男議長 次に、日程第2、会期の決定であります。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

これから上程いたします議案は、委員会付託を省略し、全員でご審議願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 蒲生光男議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第3 議案第46号 生涯学習プラザ運動公園整備工事(第8工区)請負契約の締結について外4件

- 蒲生光男議長 それでは、日程第3、議案第46号 生涯学習プラザ運動公園整備工事(第8工区)請負契約の締結についてから、日程第7、議案第50号 長井市税外収入未納金等徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5件を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

内谷重治市長。

(内谷重治市長登壇)

- 内谷重治市長 おはようございます。

議案第46号 生涯学習プラザ運動公園整備工事（第8工区）請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本案は、長井市緑町9番75号、株式会社梅津組との間に工事請負の仮契約を締結していましたが、本契約を締結するため、長井市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、ご提案申し上げますのでございます。

議案第47号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、現下の経済情勢等を踏まえ、成長と富の創出の好循環を実現する等の観点から、社会保障と税の一体改革を着実に実施するための所要の措置を講じた地方税法等の一部改正等に伴い、所要の改正をいたすものでございます。

改正の主な内容でございますが、個人市民税につきまして、ふるさと寄附金に係る寄附金税額控除の見直し及び住宅借入金等特別税額控除の延長・拡充などを行うほか、納税環境整備の一環として延滞金の利率の引き下げなどを行うものでございます。

次に、議案第48号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をいたすものでございます。

改正の内容でございますが、特例の新設、廃止等とそれに伴う引用条項ずれなど所要の措置を講ずるものでございます。

議案第49号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をいたすものでございます。

改正の内容でございますが、後期高齢者医療制度への移行により2人世帯から単身世帯となる世帯の世帯別平等割額を移行後5年までの間、

2分の1軽減する措置について、移行後6年目から8年目までの間にある世帯についても4分の1軽減するほか、所要の措置を講ずるものでございます。

議案第50号 長井市税外収入未納金等徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、税外収入未納金における延滞金の割合を本市市税条例に整合させるため、所要の改正をいたすものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○蒲生光男議長 提案者の説明が終わりました。

これから1件ごとに質疑、討論、採決を行います。

まず、日程第3、議案第46号 生涯学習プラザ運動公園整備工事（第8工区）請負契約の締結についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

13番、高橋孝夫議員。

○13番 高橋孝夫議員 13番。まち・住まい整備課長にお伺いをいたしますが、これまでの間に当該の土地、生涯学習プラザの東側の土地については、地盤がかなり不安定だと、地下水も高いのではないかと心配がずっと出されてまいりました。それらを受けて24年度に、23年度かな、地下水などの調査、地盤の調査など行うということで実施がされたというふうに理解をしているわけですが、その調査結果というのはどのようなものが出されたのかについてまずお聞かせをいただきたいと思うんです。それが1点です。

それらの調査結果を受けて対応しなきゃならないと私は思うんですけれど、どういうふうはこの対策を展開をするというふうなことになったのか聞かせていただきたいし、今回のこの契約の中で、いただきました資料によりますと工事そのものというのは四つあって、トラックの

舗装、競技施設工、それから雨水排水工、芝張り、こうなってるわけですが、これらの中で地盤の対策についてはどういうふうなどの工事の中で具体的に展開をされるというふうになったのかについて聞かせていただきたい。

○蒲生光男議長 浅野敏明まち・住まい整備課長。

○浅野敏明まち・住まい整備課長 おはようございます。それでは、ただいま高橋議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

ただいま質問ありました地下水湧水対策、軟弱の地盤の対策の関係でございますが、昨年5月から9月にかけて地下水水位調査を行ったところでございます。地下水水位につきましては、盛り土の部分の現地盤から1.5メートルから2.5メートルの位置にありまして、降雨により地下水が上昇し、盛り土界に透水性の高いれき質土が存在していることから東側の斜面に湧水として発生したものでございます。

調査の結果、対策としましては、地表面には影響が低いというふうに考察結果が出ております。しかし、それ以上に降雨の強度が増した場合は影響を与える可能性があるというような考察がありましたので、西側のシンボルモールの下に暗渠排水を講じまして、それ以上の降雨があった場合に暗渠排水で排除していく工法をとったところでございます。

また、軟弱地盤でございますが、もともとの地盤はれき質で、ある程度堅固な地盤でございますが、盛り土材が非常に良質の盛り土材でなかったことによりまして、設計の言葉でCBR試験の結果でございますが、その結果、軟弱であったというようなことがありまして、地盤改良としまして今発注して第6工区の昨年度の工事として既に工事を行ったところでございます。それによりまして支持基盤の支持力が増しまして、その上に舗装を講じても影響がないというふうに判断するところでございます。このたびの工事につきましては、現地盤に路床

土盛り土、既に終わっております。路床土の上に路盤材、それから基礎、それから表層というふうになりますから、そういった工事が路盤から表層までの工事が今回の工事でございます。それはトラックの部分でございまして、インフィールドにつきましては両側に競技施設を整備しまして、真ん中部分がサッカーコートにも使用できる天然芝の部分でございます。その部分については、今後、良質土によりまして地盤を盛り土しましたその上に張り芝を行う工事として今回計上させていただいたところでございます。以上でございます。

○蒲生光男議長 13番、高橋孝夫議員。

○13番 高橋孝夫議員 そうすると今回のこの8工区の工事ではなくて、既に展開をした第6工区のところで対処はしたのだということだと理解をします。

それでもちょっと心配なわけです。せっかく第3種の公認のコースを持った陸上競技場、これは防災公園ですけども、でもそういうハイレベルなグレードの高い競技施設というふうになるわけです。ただ、長井の場合は、例えば豊田小学校の多目的ホールであるとかの例にも具体的なように、大丈夫ですよ。業者もちゃんと施工しましたよ。だけど段差が出て使えなくなったなんていう例は現実的にあるわけです。そこが、これはそういうことないよということでは私はやっていただきたいんですが、そういうこと絶対ないということを確認をしているということでしょうか。そこだけ再度お聞かせください。

○蒲生光男議長 浅野敏明まち・住まい整備課長。

○浅野敏明まち・住まい整備課長 お答え申し上げます。

今回の工法採択に当たりましては、コンサルをはじめいろんな技術士であったり、関係部署の参考意見を伺いながら工法を決定しまして、この工法であれば地盤沈下は生じないというよ

うなことで今回の工法を採用したところがございますので、今後、3種公認を取得する上でも地盤沈下があった場合は3種公認は受けられないこととなりますから、この工法で3種公認は大丈夫、取得できるものと思っております。以上でございます。

○蒲生光男議長 ほかがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、議案第46号について討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第46号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第46号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第4、議案第47号 長井市市税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、議案第47号について討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第47号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第47号は、原案のとおり決定い

たしました。

次に、日程第5、議案第48号 長井市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、議案第48号について討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第48号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第48号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第6、議案第49号 長井市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、議案第49号について討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第49号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第49号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第50号 長井市税外収

入未納金等徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

それでは、議案第50号について討論を行います。ご意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○蒲生光男議長 ご意見もないので、討論を終結し、採決いたします。

議案第50号は、原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○蒲生光男議長 起立全員であります。

よって、議案第50号は、原案のとおり決定いたしました。

ここで、総務課長、財政課長、企画調整課長、税務課長、まち・住まい整備課長の退席を求めます。

(総務課長、財政課長、企画調整課長、税務課長、まち・住まい整備課長退席)

○蒲生光男議長 ここで、暫時休憩いたします。

午前10時18分 休憩

午前10時26分 再開

○安部 隆副議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

私が議長の職務を行います。

ただいま蒲生光男議長から、議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることについてご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安部 隆副議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第8 議長の辞職について

○安部 隆副議長 それでは、日程第8、議長の辞職について議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、蒲生光男議長の退席を求めます。

(蒲生光男議長退席)

○安部 隆副議長 議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○飯澤常雄議会事務局長 朗読いたします。

平成25年5月16日。長井市議会副議長、安部隆様。長井市議会議長、蒲生光男。

辞職願。私儀、一身上の都合により、長井市議会議長の職を辞したいので、許可されるようお願いいたします。

以上でございます。

○安部 隆副議長 お諮りいたします。

蒲生光男議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安部 隆副議長 ご異議なしと認めます。

よって、蒲生光男議長の辞職を許可することに決定いたしました。

蒲生光男議員の復席を求めます。

(蒲生光男議員復席)

○安部 隆副議長 蒲生光男議員に申し上げます。議長の辞職は許可されましたので、本席より告知いたします。

ここで、蒲生光男議員から退任の挨拶をいただきたい旨の申し出がありますので、これを受けるといたします。

16番、蒲生光男議員。

(16番蒲生光男議員登壇)

○16番 蒲生光男議員 このたびは私の議長職の辞職を許可いただきまして、ありがとうございます。

16名の議員になって、改選後の2年間を務めさせていただきました。この間、各議員の皆様方にはご協力を賜りまして、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

初めての四つの常任委員会に議員が重複して所属するという試みの2年間であったわけですが、1委員会が8名という中で従前に比べ議論が深まって大変よかったのではないのかなというふうに率直に考えております。ただ、守備範囲が広がったことに伴いまして、議会としての役割が一層重くなったなということも同時に考えさせられたところでございます。

2年前就任のご挨拶の中で、6月議会についてはできるだけ多くの議員の皆様方から建設的な意見を出していただく提案議会として位置づけたいと申し上げさせていただきましたが、その気持ちはずっと変わっておりませんで、これからは一議員として可能な限りさまざまな議員活動に提案をさせていただきたいと考えております。

2年間でなし得なかったこともたくさんございます。努力不足も反省しなきゃいけないというふうに率直に考えておりますが、議会活性化の中でのいわゆる議会基本条例が策定にまでこぎつけられなかったことについては、新しい議長、副議長のもとでぜひなし遂げていただくようお願いをしたいと思います。

市民との意見交換会の中では本当に貴重な経験をさせていただきましたし、協議会後の常任委員長会についても新しい試みであったわけですが、議員間のさまざまな議論の集約、あるいはまたその整理に一役買ったのではないのかなと考えております。

もとよりふもとりな私でございますが、これからは残された2年間一生懸命議員活動してま

いりたいと、このように思いますので、このことを最後に申し上げ、皆様方にお礼の言葉にかえさせていただきます。本当に2年間ありがとうございました。（拍手）

○安部 隆副議長 ただいま議長が欠けました。お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○安部 隆副議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

日程第9 議長の選挙

○安部 隆副議長 それでは、日程第9、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

お諮りいたします。

これから行われます議長の選挙において、得票数が同数となった場合は、くじで決めることにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○安部 隆副議長 ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

それでは、議長の選挙に入ります。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○安部 隆副議長 ただいまの出席議員は16名であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○安部 隆副議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○安部 隆副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○安部 隆副議長 異状なしと認めます。

ここで念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。白紙または他事記載があったものについては無効票といたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、記載については、投票記載所または自席でお願いいたします。

ただいまから投票を行います。

点呼を命じます。

○飯澤常雄議会事務局長 それでは、点呼いたします。

1 番 赤 間 泰 広 議員

2 番 梅 津 善 之 議員

3 番 江 口 忠 博 議員

4 番 今 泉 春 江 議員

5 番 小 関 秀 一 議員

6 番 竹 田 博 一 議員

7 番 我 妻 昇 議員

8 番 大道寺 信 議員

9 番 町 田 義 昭 議員

10 番 佐々木 謙 二 議員

11 番 安 部 隆 議員

12 番 渋谷 佐 輔 議員

13 番 高 橋 孝 夫 議員

14 番 大 沼 久 議員

15 番 小 関 勝 助 議員

16 番 蒲 生 光 男 議員

○安部 隆副議長 投票漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○安部 隆副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○安部 隆副議長 これから開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人をご指名いたします。

5 番 小 関 秀 一 議員

6 番 竹 田 博 一 議員

7 番 我 妻 昇 議員

以上、3名の方に立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○安部 隆副議長 それでは、選挙の結果をご報告いたします。

投票総数 16票

うち 有効投票数 15票

無効投票数 1票

有効投票のうち 安部 隆 7票

小関勝助 議員 7票

今泉春江 議員 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

安部 隆と小関勝助議員の得票数は、いずれもこれを超えております。両議員の得票数は同数です。

この場合、安部 隆及び小関勝助議員が議場におられますので、くじを引いていただきます。

くじは2回引きます。1回目は、くじを引く順序を決めるためのものです。2回目は、この順序によってくじを引き、当選人を決定するためのものです。

くじは、くじ棒によって行います。

それでは、小関勝助議員の登壇をお願いいたします。

まず、くじを引く順序を決めます。

(くじ引き)

○安部 隆副議長 くじを引く順序が決定いたしましたので、ご報告いたします。

ただいまのくじの結果、初めに安部 隆、次に小関勝助議員、以上のとおりであります。

それでは、ただいまの順序により当選人を決定するくじを引いていただきます。

(くじ引き)

○安部 隆副議長 くじの結果をご報告いたします。

くじの結果、小関勝助議員が議長の当選人と決定いたしました。

当選されました小関勝助議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで、議長と交代いたします。ご協力ありがとうございました。

(副議長退席)

議長就任の挨拶

(小関勝助議長登壇)

○小関勝助議長 一言ご挨拶申し上げます。

ただいまは議員諸兄の選挙当選させていただきました。身が引き締まる思いでございます。本当にありがとうございました。

また、前議長となられました蒲生議長、議会各位には、いろんな示唆に富んだ改革をしていただきました。本当に敬意を表したいと思えます。

非常に今、議会、市民、いろいろなことが言われております。また、この1年いろいろなことがございました。そういう中で16名、オール議会で、全員野球でお互いの議員それぞれ信頼し合い、そしてこの間決意表明の中で私もいろいろやらせていただきましたこのことをしっかり守っていききたいと、こう考えております。

そして内谷市長を初め当局の皆さんにもひとつ和をもって明るい、そして市民に信頼される議会を目指してまいります。

元議長の鈴木秀昭議長、和して同せず、そういう言葉を残しております。和をモットーに、そしてきちっと信念を持って、そしていろいろ

お互いを尊重し合い、そして前に進める、そういう信念だと思います。

まだまだ浅学非才でございます。微力でもございます。ひとつ議員諸兄の温かいご支援と厳しい叱咤激励をお願いして、簡単ですけども、当選のご挨拶といたしたいと思えます。ありがとうございました。(拍手)

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時57分 再開

○小関勝助議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

ただいま安部 隆副議長から、副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長の辞職についてを日程に追加し、議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第10 副議長の辞職について

○小関勝助議長 それでは、日程第10、副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、安部 隆副議長の退席を求めます。

(安部 隆副議長退席)

○小関勝助議長 副議長の辞職願を事務局長に朗読させます。

○飯澤常雄議会議務局長 朗読いたします。

平成25年5月16日。長井市議会議長、小関勝

助様。長井市議会副議長、安部 隆。

辞職願。私儀、一身上の都合により、長井市議会副議長の職を辞したいので、許可されるようお願い出ます。以上でございます。

○小関勝助議長 お諮りいたします。

安部 隆副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 異議なしと認めます。

よって、安部 隆副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

安部 隆議員の復席を求めます。

(安部 隆議員復席)

○小関勝助議長 安部 隆議員に申し上げます。

副議長の辞職は許可されましたので、本席より告知いたします。

ここで、安部 隆議員から退任のご挨拶をいたしたい旨の申し出がありますので、これを受けるといいたします。

議席番号11番、安部 隆議員。

(11番安部 隆議員登壇)

○11番 安部 隆議員 このたびの副議長辞職

というようなことにつきましては、本当にこの2年間、蒲生前議長補佐というようなことで皆さんに信任をいただきながら副議長の職務を全うしてきたところでございます。何分にもなかなかふもとりというようなことで、全て補佐をできたのかなというようなことにつきましては非常に私も悔いが残るところでございますが、全力投球で2年間をこの副議長の席を全うさせていただいたなというふうに思っております。これもひとえに議員諸兄の皆様のご支援とご理解のたまものと思っております。改めてこの場をおかりいたしまして、心より御礼を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

また、先ほどの議長選につきましても凶らずもこの不肖、会派に所属しない議員として余りある本当に同志の方々のご支持をいただいたと

というようなことについても、心より御礼を申し上げたいというふうに思います。

議長選は終わりましたんで、これから2年間私も一議員としまして残された2年間の議会活動というものを充実させていきたいなというふうに思っております。やはりここは議長選は終わったというようなことで、あすからまた皆さんと同じような立場で長井市の議会というものをこれから作り出していきたいなというふうに思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げまして、簡単であります、御礼の言葉にかえさせていただきます。まことにありがとうございました。(拍手)

○小関勝助議長 ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第11 副議長の選挙

○小関勝助議長 それでは、日程第11、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

お諮りいたします。

これから行われます副議長の選挙において、得票数が同数となった場合はくじで決めることといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

それでは、副議長の選挙に入ります。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○小関勝助議長 ただいまの出席議員は16名であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○小関勝助議長 投票用紙の配付漏れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○小関勝助議長 異状なしと認めます。

ここで念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。白紙または他事記載があったものについては無効票といたします。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票願います。

なお、記載については、投票記載所または自席においてお願いいたします。

ただいまから投票を行います。

点呼を命じます。

○飯澤常雄議会事務局長 それでは、点呼いたします。

1番 赤間 泰 広 議員

2番 梅津 善之 議員

3番 江口 忠博 議員

4番 今泉 春江 議員

5番 小関 秀一 議員

6番 竹田 博一 議員

7番 我妻 昇 議員

8番 大道寺 信 議員

9番 町田 義昭 議員

10番 佐々木 謙二 議員

11番 安部 隆 議員

12番 渋谷 佐輔 議員

13番 高橋 孝夫 議員

14番 大沼 久 議員

15番 小関 勝助 議員

16番 蒲生 光男 議員

○小関勝助議長 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○小関勝助議長 これから開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人をご指名いたします。

5番 小関 秀一 議員

6番 竹田 博一 議員

7番 我妻 昇 議員

以上、3名の方に立ち会いをお願いいたします。

(開 票)

○小関勝助議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

うち 有効投票数 12票

無効投票数 4票

有効投票のうち 大道寺 信 議員 10票

渋谷佐輔 議員 2票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、3票であります。

よって、大道寺 信議員が副議長に当選されました。

当選されました大道寺 信議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ここで、副議長のご挨拶をお願いいたします。

副議長就任の挨拶

(大道寺 信副議長登壇)

○大道寺 信副議長 ただいまは多くの議員の皆様

さんのご支持をいただきまして副議長に当選をさせていただきました。心から厚く御礼を申し上げます。

過日の全員協議会において所信表明をさせていただきましたけれども、副議長の役目はまさに議長の文字どおり補佐役ということになります。そのためには常に意思疎通を図りながら務めていかなければならないと思いますし、あわせて議員の皆様とのコミュニケーションを十分とりながら意思疎通をし、遅滞のない議会運営に努めていかなければならないというふうに考えているところでありまして、全力を挙げて頑張りたいと思います。

あわせまして蒲生前議長あるいは小関新議長からもお話ありましたように、議会活性化についてこれまでも取り組んできましたけれども、いわばまだ道半ばでございます。その前進に向けても努力をしてみたいと考えております。さらに多くの課題がございますけれども、先ほど申し上げましたように議会全体、議員の皆様との意思疎通、そして議長との意思疎通をしっかりしながら全力挙げてこの役職の務めをしていきたいというふうに考えておりますので、議員の皆様、あるいは議会事務局職員の皆様、そして当局の皆様のご支援とご協力を心からお願ひ申し上げます。よろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

○小関勝助議長 ここで、暫時休憩いたします。

午前 11時16分 休憩

午後 2時15分 再開

○小関勝助議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

この際、申し上げます。

厚生常任委員会及び産業・建設常任委員会から委員長の辞任について許可した旨の報告がありましたので、お知らせいたします。

また、議会運営委員会から副委員長の辞任について許可した旨の報告がありましたので、お知らせいたします。

申し上げます。休憩中に厚生常任委員の高橋孝夫議員から産業・建設常任委員に、産業・建設常任委員の大沼久議員から厚生常任委員にそれぞれ常任委員会の所属を変更したい旨の申し出がありました。高橋孝夫議員、大沼久議員からの申し出のとおり、それぞれ常任委員会の所属を変更することに決定いたしましたので、ご報告いたします。

次に、休憩中に議会運営委員の安部隆議員から議会運営委員を辞任したい旨の申し出があり、これを許可いたしました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の辞任により欠員1名が生じたので、議会運営委員会委員の選任についてを日程に追加し、直ちに選任したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第12 議会運営委員会委員の選任について

○小関勝助議長 それでは、日程第12、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長においてご指名いたします。

7番、我妻昇議員をご指名いたします。

ここで、厚生常任委員会委員長、産業・建設

常任委員会委員長及び議会運営委員会副委員長の互選のため暫時休憩いたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時45分 再開

○小関勝助議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長の互選の結果報告

○小関勝助議長 この際、申し上げます。

各委員会より次のとおり正副委員長の互選の結果の報告がありましたので、お知らせいたします。

厚生常任委員会委員長 安部 隆 議員
産業・建設常任委員会委員長 町田 義昭 議員
議会運営委員会副委員長 高橋 孝夫 議員

以上の方々が選任されました。

お諮りいたします。

置賜広域行政事務組合議会議員に欠員1名が生じたので、置賜広域行政事務組合議会議員の選任についてを日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第13 置賜広域行政事務組合議会議員の選任について

○小関勝助議長 それでは、日程第13、置賜広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行うこととし、指名の方法につきましては議長において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選の方法により行うこととし、指名の方法は議長において指名することに決定いたしました。

置賜広域行政事務組合議会議員に

16番 蒲生光男 議員

をご指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまご指名いたしました蒲生光男議員を置賜広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいまご指名いたしました蒲生光男議員が置賜広域行政事務組合議会議員に当選されました。

当選されました蒲生光男議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

お諮りいたします。

蒲生光男議員、大道寺 信議員が置賜広域病院組合議会議員を辞職され、欠員2名が生じたので、置賜広域病院組合議会議員の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

日程第14 置賜広域病院組合議会 議員の選挙

○小関勝助議長 それでは、日程第14、置賜広域病院組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選の方法により行うこととし、指名の方法につきましては議長において指名することといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法につきましては、指名推選の方法により行うこととし、指名の方法は議長において指名することに決定いたしました。

置賜広域病院組合議会議員に、11番、安部隆議員と小関勝助をご指名いたします。

お諮りいたします。

ただいまご指名いたしました安部隆議員、小関勝助を置賜広域病院組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいまご指名いたしました安部隆議員、小関勝助が置賜広域病院組合議会議員に当選しました。

当選されました両議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

お諮りいたします。

会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部変更についてを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。
よって、そのように決定いたしました。

日程第15 議席の一部変更について

○小関勝助議長 それでは、日程第15、議席の一部変更についてを議題といたします。

この際、議席の一部を変更いたしたいと思いますので、新議席番号及び氏名を事務局長より朗読させます。

○飯澤常雄議事務局長 朗読いたします。

- | | | | |
|-----|-----|----|----|
| 1番 | 赤間 | 泰広 | 議員 |
| 2番 | 梅津 | 善之 | 議員 |
| 3番 | 江口 | 忠博 | 議員 |
| 4番 | 今泉 | 春江 | 議員 |
| 5番 | 小関 | 秀一 | 議員 |
| 6番 | 竹田 | 博一 | 議員 |
| 7番 | 我妻 | 昇 | 議員 |
| 8番 | 大道寺 | 信 | 議員 |
| 9番 | 蒲生 | 光男 | 議員 |
| 10番 | 町田 | 義昭 | 議員 |
| 11番 | 佐々木 | 謙二 | 議員 |
| 12番 | 安部 | 隆 | 議員 |
| 13番 | 渋谷 | 佐輔 | 議員 |
| 14番 | 高橋 | 孝夫 | 議員 |
| 15番 | 大沼 | 久 | 議員 |
| 16番 | 小関 | 勝助 | 議員 |
- 以上でございます。

○小関勝助議長 お諮りいたします。

ただいま朗読いたしましたとおり、議席の一部変更することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読いたしましたとおり、議席の一部変更することと決定いたしました。

最後に、お諮りいたします。

本臨時会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第43条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○小関勝助議長 ご異議なしと認めます。

よって、整理を要するものについては、その整理を議長に一任することに決定いたしました。

閉 会

○小関勝助議長 これをもって平成25年第3回長井市議会臨時会を閉会いたします。まことにご協力ありがとうございました。

午後 2時52分 閉会

会議録署名議員

議 長 蒲 生 光 男

議 長 小 関 勝 助

副議長 安 部 隆

7 番 我 妻 昇

8 番 大道寺 信

9 番 町 田 義 昭